



# えーる だより

練馬区立男女共同参画センター

令和7年10月89号

## ひとりで悩まずご相談ください

11/12～25は「女性に対する暴力をなくす運動期間」

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは  
配偶者（事実婚や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手）から  
受ける暴力のことです。性別にかかわらず起こりえます。

パープルリボンには、女性に  
対するあらゆる暴力をなくして  
いこうとのメッセージが込めら  
れています。

### 身体的暴力

なぐる・ける（ふりをする）  
物をなげつける  
髪をひっぱる  
など



### 精神的暴力

大声でどなる・おどす  
無視する  
勝手にスマホをチェックする  
実家や友人とのつきあいを  
制限する など



### 経済的暴力

生活費を渡さない  
仕事を制限する など

### 性的暴力

性行為を強要する  
避妊に協力しない など

当てはまるものがあつた場合、あなたがパートナーから受けている行為はDVかもしれません。  
信頼できる人や相談機関に話してみませんか。→ 4 ページの相談先へ



11/1㊥～30㊦

えーるスクエアを開催！

DVに関するパネル展示や、紫色のライトアップのほか、  
来館者には先着順でラベンダーポプリをプレゼント！

「デジタル性暴力について」  
NPO 法人ぱっぶす から  
ご寄稿いただきました。  
ぜひご覧ください。

2ページへ